

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称		要援護高齢者対策事務			
作成（修正）年月日	令和8年4月1日	行政機関等の名称	鎌倉市長	登録番号	329
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		健康福祉部 高齢者支援課	事務 区分	☒ 固有事務 ☐ 全庁共通事務 ☐ 特定課共通事務⇒	[特定課名]
個人情報ファイルの利用目的		高齢者等の見守りのため。			
特定個人情報の有無		☐ 有 ☒ 無	取扱 件数	☒ 1,000 件以上 ☐ 1,000 件未満	
記録項目	戸籍的事項	☒ 氏名 ☒ 性別 ☒ 生年月日 ☒ 住所 ☒ 続柄 ☐			
	経歴能力等	☐ 学歴 ☐ 職歴 ☐ 賞罰 ☐ 所属団体 ☐			
	収入資産等	☐ 収入 ☐ 資産内容 ☐ 課税額 ☒ 公的扶助 ☐			
	個人の生活	☒ 家族構成 ☐ 扶養関係 ☒ 住居環境 ☒ 健康状態 ☐			
	その他	☐ 相談内容 ☐ 苦情 ☐ 趣味 ☒ 電話番号 ☐ FAX 番号 ☐ メールアドレス ☐ 個人識別番号 ☐ マイナンバー ☐ 印影 ☐ 口座内容 ☐ 画像 ☐			
	要配慮個人情報の 取扱い	☒ 有⇒ ☐ 無	☐ 信条 ☐ 人種 ☐ 社会的身分 ☐ 犯罪経歴 ☐ 刑事事件に関する手続 ☐ 少年の保護事件に関する手続 ☐ 犯罪被害 ☒ 病歴 ☒ 障害 ☒ 健康診断等結果 ☒ 医師等による指導・診療・調剤		
記録範囲		高齢者見守り登録者、登録者の親族、登録者の近隣の人、民生委員			
記録情報の収集方法		☒ 本人 ☒ 本人以外⇒	収集先 収集の根拠	親族、近隣の人、民生委員 ☐ 法令等（名称：） ☒ 本人同意 ☐ 審議会意見 （ ☐ 類型答申第 号 ☐ 個別答申第 号） ☐ 上記以外（審議会への報告）	
個人情報ファイルの利用		保有課名	市民課	個人情報ファイル簿の名称(番号)	202 住民基本台帳事務
		根拠	個人情報の保護に関する法律第69条 ☐ 第1項（法令）根拠法令（） ☒ 第2項第1号（本人同意） ☐ 第2項第2号（上記以外の利用） ☐ 答申有（ ☐ 類型答申第 号 ☐ 個別答申第 号） ☐ 答申無（審議会への報告）		
		保有課名	介護保険課	個人情報ファイル簿の名称(番号)	343 介護保険事務
		根拠	個人情報の保護に関する法律第69条 ☐ 第1項（法令）根拠法令（）		

	☒ 第2項第1号（本人同意） ☐ 第2項第2号（上記以外の利用） ☐ 答申有（ ☐ 類型答申第 号 ☐ 個別答申第 号） ☐ 答申無（審議会への報告）		
収 集 の 時 期	☐ 定期（ 月～ 月） ☒ 随時 ☐ その他（ ）		
記 録 の 形 態	☒ 文書 ☒ 電磁的記録（記録媒体：ハードディスク） ☐ その他（ ）		
電子計算機の処理	☐ 無 ☒ 有（個別システム名：福祉総合システム ）		
目 的 外 利 用	目的外利用課名	継続用紙のとおり	個人情報ファイル簿の名称(番号) 継続用紙のとおり
	根 拠	個人情報の保護に関する法律第69条 ☐ 第1項（法令）根拠法令（ ） ☐ 第2項第1号（本人同意） ☐ 第2項第2号（上記以外の利用）	
記録情報の経常的提供先	☒ 有⇒ ☐ 無	提供先	鎌倉市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会、地域包括支援センター
		個人情報の内容	高齢者見守り登録者の氏名、生年月日、住所
		提供の方法	☐ オンライン結合 ☐ 答申有（ ☐ 類型答申第 号 ☐ 個別答申第 号） ☐ 答申無（審議会への報告） ☒ その他の方法（ 書面 ）
		根拠	個人情報の保護に関する法律第69条 ☐ 第1項（法令）根拠法令（ ） ☒ 第2項第1号（本人同意） ☐ 第2項第 号（上記以外の利用） ☐ 答申有（ ☐ 類型答申第 号 ☐ 個別答申第 号） ☐ 答申無（審議会への報告）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	鎌倉市総務部総務課市政情報担当 〒248-8686 神奈川県鎌倉市御成町 18-10		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続き等			
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☒ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—		
行政機関等匿名加工情報の概要	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—		

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備 考	
継 続 用 紙 使 用	☐ 無 ☒ 有

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿 (継 続 用 紙)

個人情報ファイルの名称	要援護高齢者対策事務
-------------	------------

	1 目的外利用
	利用の根拠：個人情報の保護に関する法律第 69 条（以下、事務の名称後（）内に該当項及び号数を記載）
	（１）課名：消防本部予防課
	名称：826 一人暮らし高齢者査察事務（第 2 項第 1 号）
	（２）課名：市民健康課
	名称：訪問指導・相談※廃止
	（３）課名：ごみ減量対策課
	名称：鎌倉市声かけふれあい収集事務※廃止
	（４）課名：環境センター
	名称：1361 鎌倉市声かけふれあい収集事務（今泉ＣＣ）（第 2 項第 1 号）
	（５）課名：生活福祉課
	名称：被保護世帯訪問計画事務（第 2 項第 1 号）
	（６）課名：高齢者いきいき課
	名称：330 緊急通報装置貸出事務（第 2 項第 1 号）